

奈良県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾